



収 支 報 告 書

令和 5 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 (ふりがな) 政治団体の名称 にほんきょうさんと おおすみちくいいんかい
日本共産党 大隅地区委員会

2 主たる事務所の所在地 鹿屋市寿8丁目4-5

3 代表者の氏名 菊永 哲彦

4 会計責任者の氏名 境田 幸子

政治団体の区分

政党の支部

政党の支団

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 境田 幸子

(電話) 0994-43-4031

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	18,634,522
(前年からの繰越額)	①	1,914,264
(本年の収入額)	②	16,720,258
支 出 総 額	B	12,692,873
翌年への繰越額	A-B	5,941,649

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	681,588
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)	1,433

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附 [うち特定寄附]	6,778,954	内訳は(その7)へ
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	6,778,954	
寄附のうち寄附の あっせんによるもの		内訳は(その8)へ
イ 政党匿名寄附		内訳は(その9)へ
合 計 (ア+イ)	6,778,954	

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
日本共産党鹿児島県委員会	488,247	令和5. 1.31	鹿児島市真砂木町42-9	
〃	428,451	令和5. 2.28	〃	
〃	946,805	令和5. 3.31	〃	
〃	423,913	令和5. 4.28	〃	
〃	426,312	令和5. 5.31	〃	
〃	425,883	令和5. 6.30	〃	
〃	457,446	令和5. 7.31	〃	
〃	3,266,987	令和5. 8.31	〃	
〃	477,814	令和5. 9.29	〃	
〃	472,102	令和5.10.31	〃	
〃	478,442	令和5.11.30	〃	
〃	477,537	令和5.12.29	〃	
この頁の小計	8,769,939			
合計	8,769,939			

(備考) 1 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当する欄に記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分	個人からの寄付		
		年 月 日	住 所	職 業 備 考	
稲留 光晴	3,900	令和 5. 1.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
"	7,800	令和 5. 3.31	"	"	
"	3,900	令和 5. 4.30	"	"	
"	2,900	令和 5. 5.31	"	"	
"	2,900	令和 5. 6.30	"	"	
"	34,900	令和 5. 7.31	"	"	
"	2,900	令和 5. 8.31	"	"	
"	2,900	令和 5. 9.30	"	"	
"	2,900	令和 5.10.31	"	"	
"	2,900	令和 5.11.30	"	"	
"	32,900	令和 5.12.30	"	"	
この頁の小計	100,800	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
菊永 哲彦	3,000	令和5.1.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
〃	3,000	5. 2.25	〃	〃	
〃	3,000	5. 3.25	〃	〃	
〃	3,000	5. 4.24	〃	〃	
〃	3,000	5. 5.25	〃	〃	
〃	3,000	5. 6.25	〃	〃	
〃	3,000	5. 7.25	〃	〃	
〃	3,000	5. 8.25	〃	〃	
〃	3,000	5. 9.25	〃	〃	
〃	3,000	5.10.25	〃	〃	
〃	3,000	5.11.25	〃	〃	
〃	3,000	5.12.25	〃	〃	
この頁の小計	36,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業 備 考
五位塚 剛	9,500	令和 5. 1.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長
"	9,500	令和 5. 2.28	"	"
"	9,500	令和 5. 3.31	"	"
"	9,500	令和 5. 4.30	"	"
"	9,500	令和 5. 5.31	"	"
"	9,500	令和 5. 6.30	"	"
"	9,500	令和 5. 7.31	"	"
"	9,500	令和 5. 8.31	"	"
"	9,500	令和 5. 9.30	"	"
"	9,500	令和 5.10.31	"	"
"	9,500	令和 5.11.30	"	"
"	9,500	令和 5.12.31	"	"
この頁の小計	114,000			
その他の寄付				
合 計				

※ 様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても、必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
小園 義行	5,900	令和5. 1.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
〃	5,900	5. 2.28	〃	〃	
〃	5,900	5. 3.31	〃	〃	
〃	5,900	5. 4.30	〃	〃	
〃	5,900	5. 5.31	〃	〃	
〃	5,900	5. 6.30	〃	〃	
〃	35,900	5. 7.31	〃	〃	
〃	5,900	5. 8.31	〃	〃	
〃	5,900	5. 9.30	〃	〃	
〃	5,900	5.10.31	〃	〃	
〃	5,900	5.11.30	〃	〃	
〃	35,900	5.12.30	〃	〃	
この頁の小計	130,800				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳	金額	寄付者の区分 年月日	個人からの寄付 住所	職業備考
寄付者の氏名 小中野 明子	500	令和 5. 4.30	曾於市末吉町二之方3426	無職
〃	5,500	令和 5. 5. 8	〃	〃
〃	15,000	令和 5. 7.31	〃	〃
〃	39,500	令和 5.12.31	〃	〃
この頁の小計	60,500			
その他の寄付				
合計				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
児丸 秋美	200	令和5. 1.31	曾於市大隅町荒谷段中町146番地	無職	
〃	200	5. 2.28	〃	〃	
〃	200	5. 3.31	〃	〃	
〃	200	5. 4.30	〃	〃	
〃	200	5. 5.31	〃	〃	
〃	200	5. 6.30	〃	〃	
〃	20,200	5. 7.31	〃	〃	
〃	200	5. 8.31	〃	〃	
〃	200	5. 9.30	〃	〃	
〃	200	5.10.31	〃	〃	
〃	200	5.11.30	〃	〃	
〃	22,200	5.12.31	〃	〃	
この頁の小計	44,400				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
境田 年光	1,900	令和 5. 1.31	鹿屋市永野田町679-2	無職	
"	11,900	令和 5. 2.28	"	"	
"	1,900	令和 5. 3.31	"	"	
"	1,900	令和 5. 4.30	"	"	
"	1,400	令和 5. 5.31	"	"	
"	1,400	令和 5. 6.30	"	"	
"	31,400	令和 5. 7.31	"	"	
"	2,800	令和 5. 9.30	"	"	
"	1,400	令和 5.10.31	"	"	
"	1,400	令和 5.11.30	"	"	
"	11,400	令和 5.12.30	"	"	
この頁の小計	68,800				
その他の寄付					
合計					

一様式(その2)の(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
柴立 豊子	153,300	令和 5.1.26	鹿屋市寿8-7256-6		政党役員
"	153,300	令和 5.2.28	"		"
"	157,500	令和 5.3.27	"		"
"	153,300	令和 5.4.28	"		"
"	151,300	令和 5.5.29	"		"
"	151,300	令和 5.6.29	"		"
"	231,600	令和 5.7.31	"		"
"	151,300	令和 5.8.30	"		"
"	151,300	令和 5.9.27	"		"
"	171,300	令和 5.10.31	"		"
"	151,300	令和 5.11.28	"		"
"	210,194	令和 5.12.30	"		"
この頁の小計	1,986,994				
その他の寄付					
合計					

一様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付	
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業備考
徳峰 一成	45,500	令和 5. 1.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員
"	45,500	令和 5. 2.28	"	"
"	45,500	令和 5. 3.31	"	"
"	45,500	令和 5. 4.30	"	"
"	45,500	令和 5. 5.31	"	"
"	95,500	令和 5. 6.30	"	"
"	45,500	令和 5. 7.31	"	"
"	45,500	令和 5. 8.31	"	"
"	45,500	令和 5. 9.30	"	"
"	45,500	令和 5.10.31	"	"
"	45,500	令和 5.11.30	"	"
"	55,500	令和 5.12.30	"	"
この頁の小計	606,000			
その他の寄付				
合計				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付	
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業 備 考
西永 豊志	5,800	令和 5. 1.31	肝属郡東串良町川西1559-5	無職
"	5,800	令和 5. 3. 3	"	"
"	11,600	令和 5. 4.30	"	"
"	5,300	令和 5. 5.31	"	"
"	32,600	令和 5. 7.31	"	"
"	10,600	令和 5. 9.30	"	"
"	5,300	令和 5. 11. 1	"	"
"	30,600	令和 5.12.27	"	"
この頁の小計		107,600		
その他の寄付				
合 計				

一様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業 備 考
東 信子	300,000	令和 5.12.27	垂水市田神3485-1	医師
この頁の小計	300,000			
合 計				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間150万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間150万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
福原 トシ子	1,400	令和 5. 2. 1	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
"	1,400	令和 5. 3. 1	"	"	
"	1,400	令和 5. 4. 1	"	"	
"	2,300	令和 5. 5.31	"	"	
"	5,800	令和 5. 7.31	"	"	
"	2,400	令和 5. 8.1	"	"	
"	900	令和 5. 9.1	"	"	
"	900	令和 5.10.1	"	"	
"	900	令和 5.11.1	"	"	
"	1,800	令和 5.12.30	"	"	
この頁の小計	19,200				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業 備 考
福村 よう子	500	令和 5. 1.31	曾於市大隅町月野6878	無職
"	500	令和 5. 2.28	"	"
"	500	令和 5. 3.31	"	"
"	500	令和 5. 4.30	"	"
"	20,000	令和 5. 7.31	"	"
"	20,000	令和 5.12.31	"	"
この頁の小計	42,000			
その他の寄付				
合 計				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付	職 業 備 考
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	
宮地 利雄	1,900	令和 5. 1.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員
"	1,900	令和 5. 2.28	"	"
"	1,900	令和 5. 3.31	"	"
"	1,900	令和 5. 4.30	"	"
"	900	令和 5. 5.31	"	"
"	900	令和 5. 6.30	"	"
"	5,900	令和 5. 7.31	"	"
"	900	令和 5. 8.31	"	"
"	900	令和 5. 9.30	"	"
"	900	令和 5.10.31	"	"
"	900	令和 5.11.30	"	"
"	23,900	令和 5.12.29	"	"
この頁の小計	42,800			
その他の寄付				
合 計				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付	
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業備考
宮地 久美子	2,200	令和 5. 2. 1	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職
"	2,200	令和 5. 3. 3	"	"
"	4,400	令和 5. 4.30	"	"
"	1,200	令和 5. 6. 3	"	"
"	12,400	令和 5. 7.31	"	"
"	1,200	令和 5. 9. 4	"	"
"	1,200	令和 5.10. 2	"	"
"	1,200	令和 5.11. 2	"	"
"	12,400	令和 5.12.27	"	"
この頁の小計	38,400			
その他の寄付				
合計				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
持留 良一	101,430	令和5. 1.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
〃	101,400	5. 2.28	〃	〃	
〃	101,400	5. 3.31	〃	〃	
〃	101,100	5. 4.30	〃	〃	
〃	101,400	5. 5.31	〃	〃	
〃	101,539	5. 6.30	〃	〃	
〃	101,400	5. 7.31	〃	〃	
〃	121,400	5. 8.31	〃	〃	
〃	101,473	5. 9.30	〃	〃	
〃	101,465	5.10.31	〃	〃	
〃	101,400	5.11.30	〃	〃	
〃	138,498	5.12.30	〃	〃	
この頁の小計	1,273,905				
その他の寄附	1,806,755				
合計	6,778,954				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	3,729,595	
(2) 光 熱 水 費	279,752	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,423,507	
(4) 事 務 所 費	3,092,201	
小 計	8,525,055	① ((1)~(4)の合計)
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	2,181,610	
(2) 選 挙 関 係 費	712,280	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	213,873	ア~エの合計を記載すること
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		
イ 宣 伝 事 業 費	213,873	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費	36,410	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1,023,645	
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	4,167,818	② ((1)~(6)の合計)
合 計	12,692,873	①+②

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目区分 宣伝事業費()			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、その主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	213,873				
合計	213,873				

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出の」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目区分 調査研究費()			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、その主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	36,410				
合計	36,410				

←(その13)の「調査研究費」の額と一致すること。

96817

他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出の」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目区分 寄付・交付金 (交付金)			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつてはその名称)	交付金を受けた者の住所(団体にあ つてはその主たる事務所の所在地)	備 考
納付金	42,895	令和5.1.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	97,620	5.2.28	〃	〃	
〃	79,661	5.3.31	〃	〃	
〃	54,829	5.4.28	〃	〃	
〃	30,530	5.5.31	〃	〃	
〃	139,580	5.6.30	〃	〃	
〃	237,560	5.7.31	〃	〃	
〃	23,595	5.8.31	〃	〃	
〃	37,500	5.9.29	〃	〃	
〃	33,300	5.10.31	〃	〃	
〃	120,320	5.11.30	〃	〃	
〃	126,255	5.12.29	〃	〃	
この頁の小計	1,023,645				
その他の支出	0				
合 計	1,023,645				

←(その13)の「寄付・交付金」の額と一致すること。

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、「支出の目的」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載すること。

(その16)

(3) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
納付金	42,895	令和5.1.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	97,620	5.2.28	〃	〃	
〃	79,661	5.3.31	〃	〃	
〃	54,829	5.4.28	〃	〃	
〃	30,530	5.5.31	〃	〃	
〃	139,580	5.6.30	〃	〃	
〃	237,560	5.7.31	〃	〃	
〃	23,595	5.8.31	〃	〃	
〃	37,500	5.9.29	〃	〃	
〃	33,300	5.10.31	〃	〃	
〃	120,320	5.11.30	〃	〃	
〃	126,255	5.12.29	〃	〃	
この頁の小計	1,023,645				
合計	1,023,645				

(備考) 1 政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る収入については、様式(13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、当該本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、当該支出の金額並びに供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 上 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 2 月 5 日

〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿8-4-5

日本共産党大隅地区委員会

政治団体の名称 TEL0994-43-4031 FAX0994-43-4032

会計責任者の氏名 境 田 幸 子

代表者の氏名 (解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。